

Title	「馬場辰猪日記」から見た板垣退助洋行問題
Sub Title	The dispute on Itagaki's visit to the West in 1882 through the diary of Baba Tatsui
Author	川崎, 勝(Kawasaki, Masaru)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2016
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.33, (2016.) ,p.163- 200
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「馬場辰猪日記」から見た板垣退助洋行問題

川 崎 勝

はじめに

これまで存在しないとされてきた「馬場辰猪日記」の欠落部分と、アメリカ時代に書かれた二つの遺稿が⁽¹⁾発見されたことは、馬場辰猪研究のみならず、自由民権運動研究にとって、画期的なことである。「馬場辰猪日記」の新発見部分は、一八八二年（明治十五）と、一八八四年（明治十七）～一八八五年（明治十八）の一部である。とくに興味深いことは、馬場の病気の実態、入院中の登場人物、退院直後からの自由党を中心とする精力的な活動、『自由新聞』の創刊、板垣洋行に対する対決、加藤弘之の『人権新説』批判、論説「史論」の叙述、アメリカ行き決定などの記述が見られることである。

本稿は、この新発見の「馬場辰猪日記」に記された一八八二年の板垣洋行問題に関する部分を軸として、従

来の諸研究の到達点を参照しつつ、今まで言及されてこなかった史料をも紹介しながら、いくつかの事実を再現、再検討し、馬場の主張を位置づけることを目的としている。まず伊藤博文、井上馨、後藤象二郎らの動向を再確認し、次いで馬場が何故執拗なまでに板垣の洋行を阻止しようとしたか、そして板垣が準備したという金の流れがどれだけ明らかになっているかを検討し、この問題をめぐる情報がどのように駆け巡ったかを、「馬場辰猪日記」といわれる「密偵報告」と対比しながら、議論の展開を確定していく。

I 従来の研究から

板垣退助洋行問題に関する研究は、一九三三年の尾佐竹猛「政党史の一節——板垣洋行問題⁽³⁾」を嚆矢とする。伊藤家文書（『続伊藤博文秘録⁽⁴⁾』）、岩倉家文書、『世外井上公伝⁽⁵⁾』などに収録されている書簡をはじめ、密偵報告、関係者の証言や回想をもとに、「極めて醜穢なる事柄」として描き出したもので、伊藤博文の意を受けて、井上馨、福岡孝弟、後藤象二郎が板垣を洋行させる密議を交わし、資金の斡旋を引き受けた井上馨が、岩崎弥太郎との交渉に失敗し、三井の三野村利助に交渉、陸軍用達の延期と引替えに三井に、蜂須賀茂韶を紹介して二万ドルを提供させた、という内容で、以後、定説化されてきた。

その後、一九六四年になって、彭沢周「板垣退助の外遊費の出所について」で、「三井家文書」（三井文庫蔵）にある、「蜂須賀茂韶書簡三野村利助宛」（明治十五年九月十五日）の「後藤板垣両氏洋行旅費井上外務卿松方大藏卿より三井銀行ニテ引請出金ノ事」、蜂須賀茂韶より三井銀行宛（明治十五年九月十六日）「洋銀貳万弗請取」が紹介され、尾佐竹の記述の正確性が立証された。⁽⁶⁾

これに対して、『自由党史』に見られる、板垣退助が主張した大和の富豪土倉庄三郎からの資金提供⁽⁷⁾について、土倉祥子『評伝土倉庄三郎』は、「板垣退助書簡土倉庄三郎宛」（明治十五年九月十四日、十六日追書、十七日消印、土倉家文書）の「御出金の期は明年一月と御約定」を示して、「三井銀行から出た二万弗は、おそらく後藤象二郎が中間で着服したと解釈してよいと思う。したがって板垣とその随行員の旅費は、土倉庄三郎が喜捨している⁽⁸⁾」とする見解を公表し、また合計で二万円を出資したという近親者の証言を紹介している。

次いで、「土倉家文書」の寄贈を受けた天理図書館の平井良朋が、「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」で、「板垣退助書簡土倉庄三郎宛」と板垣代理の森脇直樹による板垣退助洋行旅費五千元の「領収証」（明治十六年一月二十一日）の全文を紹介して、旧来の定説に変更を迫った⁽⁹⁾。

その後、寺崎修は「板垣退助の外遊と自由党」で、尾佐竹以来の政府出資説と『自由党史』と「土倉家文書」による土倉出資説とを、「機密探偵報告書」を紹介しながら分析して、「右の資料中にみえる馬場らの主張と板垣の主張のいずれが真相に近いかについては、尾佐竹博士の研究以来、馬場らの主張に軍配をあげる見解が有力となっている。しかし、土倉庄三郎が板垣に外遊費を提供したことを立証する資料が、すでに土倉家より発見されている事実も軽視すべきではなく、私は板垣の主張もまた、馬場らの主張と同様、尊重される必要があると考えている」として、板垣外遊費の資金ルートに、（一）三井↓後藤の第一ルートと土倉↓板垣の第二ルートの二つがある、（二）馬場は第一ルート、板垣は第二ルートしか知らず、両者とも全体像をつかんでいない、（三）馬場は板垣の行動は政府の誘惑にのる民権家として許しがたいとし、板垣は馬場らの攻撃は改進黨の宣伝に盲従する軽率な行動と見なしたと総括し、両者の対立から自由党内紛と新体制への動きを分析した⁽¹⁰⁾。

また、最近の労作、田中由貴乃「板垣洋行問題と新聞論争」は、従来の見解を要領よく纏め、さらに不明な点への言及も見られ、これまであまり詳しく論じられることのなかった自由党と改進黨との論争を新聞の検討を通して描き出している⁽¹¹⁾。

現在の研究成果として、寺崎の見解は、大方に認められるところであろう。しかし、発端となった政府筋の動きもまだ十分解明されたとはいえず、しばらく寺崎と田中の議論に依拠して問題を整理し、次いで伊藤の役割、井上、福岡、後藤の遣取り、さらに未使用の史料の確定とそれを通して板垣の動きを解明していこう。また、板垣費用についても、土倉、平井の見解によっても、『自由党史』の「三千元」、土倉家文書に見える「五千元」と伝承の「三万円」の差、その受渡しの時期と経緯、後藤の行動など、未だに謎が多く不可解な点が残ることは否めず、それへの再検討も必要である。

Ⅱ 板垣洋行への水面下での動き

1 伊藤・井上・福岡・後藤の覚策

板垣洋行の覚策は、どのように進められていったのであろうか。『世外井上公伝』が「伊藤が独逸滞留中の手控」⁽¹²⁾、尾佐竹猛が「伊藤が独逸よりの手紙」⁽¹³⁾としての引用に「今春本邦ヲ辞去スルノ前一日、板垣突然来り」、「彼頗ル鄙見ヲ領容セルガ如シ」⁽¹⁴⁾と見えるように、伊藤の出発直前に板垣が来て懇談、伊藤の説得で欧州行きを決断したという。

これに対して、田中由貴乃は、「遊説出発を控えた自由党総理板垣が参議の伊藤を訪ねることは不自然である。／よって、出発前の伊藤を訪ねたのは、板垣ではなく後藤であると考えられる」とし、その根拠として「岩倉具視書簡伊藤博文宛」（明治十五年六月十二日付）の「板垣、後藤の如きも貴卿御発足前後藤より申入候秘密之挙多分被行候模様委曲は井上馨より御承知と存候」を引用している。⁽¹⁵⁾これは、面白い見解ではあるが、しかし、やや読み込みすぎであろう。岩倉書簡の文面から分かることは、「後藤より申入」があったこと、そして、三月の伊藤の出發前から、伊藤、井上、後藤の三者間で、秘密裏に板垣を連れ出す覚策が進行していたことであって、板垣の訪問を否定するものではない。しかも、前の伊藤の文面では、突然来た板垣は「縦令世ニ容レラレサルモ、自カラ信スル所ノ者ヲ信シテ斃レン而耳」と「意衷ヲ吐露」したに過ぎず、「申入」を行なったわけではなかった。逆に、伊藤が「親カラ欧州ニ遊ヒ、其古今ノ沿革ヨリ、政治人情風俗教化ノ基ク所ヲ推窮セザル、今日ノ風潮世ヲ挙ケテ欧州ヲ模擬セントス、而シテ其実況ニ通セザル者、或ヒハ知ラスシテ衆ヲ誤ル者ナキヲ保セス」と、板垣に洋行を勧めたのである。伊藤は「籠絡」を否定はしているが、板垣が伊藤にうまく乗せられたと見たほうがよいであろう。『世外井上公伝』にいう、「板垣洋行希望の話は伊藤から公に伝えられた。……公は伊藤の旨を含み」⁽¹⁶⁾（傍点は引用者）ではなく、「板垣に洋行の希望を抱かせた話」と解すべきであろう。板垣は、のちに馬場らに追及されたとき、咄嗟にこの時の話を思い出したのではない。馬場が「自伝」⁽¹⁷⁾で、「板垣が、彼の愚かな行為の説明に窮して、彼はヨーロッパを見、種々異つた制度を学び、多くの政治家、学者と交際したのだとの非常に薄弱なわけの分らない弁解をした」⁽⁸⁶⁾と評した姿と、伊藤の述懐とが奇妙に一致しているのである。伊藤を訪れた人物を特に後藤とする必要はない。

板垣洋行は、四月二日の後藤、井上馨、福岡孝弟の三者会談で、具体的に動き出した。洋行費の捻出を井上

が工作したことは、すでに尾佐竹らによって紹介された五月三日の「井上馨書簡伊藤博文宛」⁽¹⁸⁾で明らかであり、三菱の岩崎弥太郎が難色を示した後に、蜂須賀茂韶を仲介にして三井が二万ドルを拠出したことも、前述の三井家文書で実証されている。

さらに、この経緯を詳細に明らかにするためには、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「井上馨関係文書」⁽¹⁹⁾にある、福岡孝弟書簡を中心に、井上馨書簡、後藤象二郎書簡を分析することが妥当である。それによると、井上と福岡とが密接に連絡を取り合って、費用捻出に当たったことが判明する。この時、板垣は遊説中に岐阜で暴漢に襲われて療養中であった。

まず、四月七日～六月二十日の福岡孝弟書簡から。

四月七日付。福岡は、後藤を訪ねて板垣の岐阜での遭難を知り、「岩村も岩崎へ参り談判之末、遂ニ岩村江金を借取ル筈ニ取極メ候趣ニ有之候」と、岩村通俊（元老院議員、土佐出身者）が間に立って三菱会社の岩崎弥太郎に資金の提供を依頼したという。

四月九日付⁽²⁰⁾。八日、後藤が来て話が纏まった。資金については、「金之一段ニ付キ工合よく手順を考案せずんバ、板垣之手前ニおゐて実ハ政府之金なる様露候而は忽異議相起リ可申ニ付キ、猶此手順厚と案定して更ニ小生へ引合候筈ニ致置候」と、政府からの金のことは板垣には悟られないようにし、さらに「此一段ニハ密ニ岡本健三郎ノミハ携ハラセ度候間、聞置キ呉レ度と申事、将又末社等の異議を生シ候様之儀は無之哉之段相詰メ候所、是は兼て思慮致候間、決而不構様見付相立有之趣、尤只竹内中嶋両人之手前ニおゐてハ大分意を加へずんバならぬ際会有之候間、是ハ疑惑を起させぬよふ注意するとの事也」と、自由党関係者では岡本健三郎だけは味方にしており、特に中島信行、竹内綱には疑惑をもたれないよう注意する、とした。岡本は、土佐出

身、後藤の経営する蓬萊社に入り民撰議院設立建白書に連署するなど、後藤、板垣に近い人物である。

四月十日付。「昨日二至り岩崎之手前狐疑ニてくじやく相聞へ、岡本健三郎相携ハリ、更ニ手詰メ致候筈ニ致候、就而は今朝も岩村参り唯今迄示談致候」と、岩崎との交渉が大詰めにきている様子ではあるが、「狐疑ニてくじやく相聞へ」とあることから見て、岩崎から何らかの注文が付いたことが窺われる。

四月十三日付。板垣の帰京が遅れ、明日後藤が岐阜に行くという。今夜後藤が来るというから何か考えがあるのであらう。問題は、「岩崎金之一条何分六ヶ敷それニ付而は今夕岡本なる者岩村江参り」と示談致候筈ニ候、六ヶ敷と云ハ甚タ云々有之、兼而御懸念も有之筋より差込ミ妨碍を与へ有之候事竊ニ相分り候也」と、岩崎が出金を渋っているらしく、岡本、岩村が交渉に臨んでいるが、駿河台（岩崎弥太郎）辺より妨碍があるようである。この数日来、井上、福岡ともに病臥にあり、直接相談はできなかったようである。

この後に、尾佐竹が論拠とした、これまでの経緯を詳細に記した五月三日の「井上馨書簡伊藤博文宛」がある。洋行資金の調達で、四月中旬には岩崎との交渉は暗礁に乗り上げて決裂し、急遽、三井に承諾させることに成功したことを報告している。秘密裏に進められた資金工作に関与した人物を見ておこう。この書簡に出てくる人物は、三菱に対する工作を引き受けた岩村通俊、それを了承した佐佐木高行（参議・工部卿）、土方久元（内務大輔）、中村弘毅（参事院議官）ら土佐出身者をはじめ、岩崎弥太郎の意を受けて断りに来た三菱の石川七財、次いで三井との交渉の相談に乗った松方正義（参議・大蔵卿）、内談、内約をした三井の三野村利助、決定に同意した岩倉具視（右大臣）、山県有朋（参議・参事院議長）、山田顕義（参議・内務卿）、西郷従道（参議・農商務卿）、それに仲介役になる蜂須賀茂韶（参事院議官）である。その後、板垣の上京にあわせて天皇への拝謁が準備されていき、三条実美（太政大臣）、副島種臣（侍講）らの耳にも入っていた。⁽²¹⁾ また、

九鬼隆一（文部少輔）も、井上馨よりも前の四月十二日に伊藤博文に、金策一件を書き送っていた。⁽²²⁾

こうしてみると、伊藤、井上、福岡等の策略による板垣洋行計画と資金の出所は、四月半ばには、かなり多くの政府関係者に知れ渡っていたことが分かる。

2 情報の漏洩——中江兆民ともう一通の後藤書簡

自由党関係者には、岡本を除いて秘密裏に進行していたのであるが、六月半ばから七月初旬までに、中江兆民には情報が漏れていた。

今朝御別レ申テより途中初て氣付キ殆ンド車上ニて抱腹絶倒セリ　されども板垣氏ニハ外ニ用事も有之候
中へ参り候て色々談話仕候得共固ヨリ例件ニ係ハリタル話ハ絶テ無之何ハ兎も有レ小生の酒失ヲ御心配被
下候間右之事にも立至リタル訳なれども今後左マデハ御心配被下間敷必ズ〳〵御安心可被下候　近々高輪
へ参候て此事を嘸し一場の笑ヲ博スル心得ニ御座候　阿阿々

この「中江兆民書簡小島龍太郎宛」⁽²³⁾は、次に示す『中江兆民全集』16の「解題」で紹介されている、日華（後藤象二郎）から小島龍太郎に宛てた七月九日の書簡を読んだ兆民の小島への返書である。⁽²⁴⁾小島は、土佐の富商で、兆民の友人、フランス学を修め、後藤に随行する予定の今村和郎（内務権大書記官）とも面識があった。その後藤の書簡には、

昨日不相更不敬、御海恕奉願候。然ハ今日板垣相見へ、同人云、過日中江酔に乗自由新聞衆席に於て彼之
兩人洋行之事を謂出実ニ握汗セリ。未党衆へも一言も不申出処へ此事発覚してハ甚不安、然共其節ハ坐中
一同充分不感模様ニて甚仕合也。是ハ何分小島辺より同人ニ漏候義与存候。此後之処、同人より岐度警置
候様との事故、小生答云、此事ハ小島も不識筈なり、不識云々は、僕板垣与誓
て不漏他人約有る所以也と答置き候。実ニ狂人破乃公之
事与云可き也。何卒可然ハ以後を御警置被下度、然共、復殊更ニ稠人広坐之中ニて右云直しをしてハ却て
不妙故、只以後を御警戒置奉願候。

とある。七月九日、兆民の話を聞いた板垣が来て、二人の洋行が漏れたこと、漏らしたのは小島辺りかといっ
た。後藤は板垣に、小島も知らないはずであるとし、「僕板垣与誓て不漏他人約有る所以也」と論じた。小島
にはこれ以上問題にするなど警告している。兆民の酔いにまかせた磊落な言とそれを聞いた板垣と後藤の狼狽
が対照的であり、兆民はそれほど深刻には考えていなかったようである。兆民は自由新聞衆と夜を明かして呑
んだ帰りに板垣を訪ねているが、板垣のいう「過日中江酔に乗」じた日時は判明しない。

「解題」の筆者松永昌三は、「後に大問題となる板垣外遊一件が、後藤↓小島↓兆民の経路で洩れ、兆民は早
くから知っていたことになる。兆民の書簡は、後藤の警告を受けた小島が、おそらく後藤の書簡を添えて兆民
に伝えたのに対する返事であろう」と記す。⁽²⁵⁾

これに対して、田中由貴乃は、「彼之兩人」という表現から、兆民の口から漏れた洋行する二人とは、板
垣・後藤ではなく、今村・栗原を指すと考えられる。おそらく中江と親しい今村・栗原の二人（もしくは自由
黨員の栗原のみ）に、洋行について問い詰めた程度であったのだろう。黨員はまさか板垣・後藤が洋行すると

も知らず、今村・栗原がそれに同行すると思わなかったので、「坐中一同充分不感模様」であつたのだ⁽²⁶⁾とす
る。

しかし、いづれも、そうではなかった。小島に情報を漏らしたのは後藤ではなかったし、「彼之兩人」は、
板垣、後藤に他ならなかった。「井上馨関係文書」にある日付のない「後藤象二郎書簡井上馨宛」⁽²⁷⁾が、その証
左である。全文を引用する。

昨日は態々御光臨之處不相更不敬之至御海恕奉願候、然は只今小嶋龍太郎来云、今朝今村和郎ニ逢候処同
人云、一兩日前内務省書記官とかニ承此人ハ西村と云人之由也候処、此度長崎⁽²⁸⁾人之策ニて板垣と後藤と洋行為
致候旨、其策ハ彼等民間ニ在り自由説相唱候故、其鋒を挫折スル為ニて已ニ兩人共其策ニ乗居候とて一嘆
致候故、今村より其義ハ何之人ニ承候哉と尋問候処、右は或ル警部より承候との事之由とて小嶋より不審
被相立候故、惣て不存懸義と相答置候、以之觀之彼之一条少々漏泄之氣味有之実ニ不安と存候、井福之辺
へ御着手、何卒風説防遏之道ハ有之間敷哉、自今漏泄ニ相至候てハ頓と数月之苦心も水泡ニ相属、加之其
害は前日ニ相倍候義と実ニ不安不能措不取敢此旨御通報仕候也、草々頓首

鳥居坂先生

御手収

日 華

小島が来ていうには、今朝逢つた今村が、一兩日前内務権大書記官西村捨三から、板垣と後藤が自由説を挫

折させるために洋行させようとする長州人の策に乗ったと一笑していた、と。小島には「惣て不存懸」と答えておいたが、少々漏泄しはじめたようでは不安であるから風説を防ぐことを考えなければならない。「自今漏泄二相至候てハ頓と数月之苦心も水泡ニ相属」と、後藤の本音が吐露されている。

さらに、この書簡の日付の確定に手懸かりを与える書簡も存在していたのである。

尊^(東カ)被投奉拝読候、過日來者每度升堂御邪魔仕恐縮千万ニ御坐候、蒲公使一条早速御示諭了承仕候、速ニ高輪へ通知可仕、同人も始メテ安神可仕、此段厚謝之至ニ御坐候、司法卿云々者果シテ御明察通なるへし、将又其節之別一条篤と御考慮被成下、此際風波ニ不至候様希望仕候、駿台云々者必ス右一条と奉拝察候、只世上之感触如何乎ト懸念ニ不堪候、陳者唯今高輪より別紙之通申來、実ニ驚歎ニ堪不申、所謂詰急^(ツギ)之場合ニて折角配慮之失言等之事ニてハ前途水泡ニ帰し可申歟、積日之苦心一朝画餅ニ属し候てハ遺憾之至不而巳将来多少害を引出し可申、実ニ切齒ニ堪へ不申候、内務書記官西村と申ハ捨三之事なるへし、警保局長歟と奉存候、右等之者より漏泄候てハ忽一般へ流布可仕、呉々も遺憾之極ニ御坐候、早速其辺之御手当如何御坐候哉、何卒外務卿辺と御打合之上宜布御画策被成下候様奉希候、不取敢前条得御意度、早々如此御坐候也、頓首再拝

六月十九日

鳥居坂生

榎坂老先生研北

これは、『井上馨関係文書目録』では「岡本健三郎書簡」とされ、「伊藤博文宛」としているが、これも誤り

で、岡本健三郎書簡伊藤博文宛ではなく、「鳥居坂生」すなわち井上馨が、「榎坂老先生」すなわち福岡孝弟に宛てた書簡である。⁽²⁸⁾

この書簡で問題になるのは、中程の「陳者唯今高輪より別紙之通申来、実ニ驚歎ニ堪不申」からである。この主要部分に、「前途水泡ニ帰し」「内務書記官西村と申ハ捨三之事なるへし」とあるように、後の後藤書簡の内容と完全に一致している。したがって、「別紙」は、前に引用した後藤書簡と考えて間違ひはなく、六月十九日（あるいは十八日）と判断してよい。井上は、急遽、福岡に「積日之苦心一朝画餅ニ属し候てハ遺憾之至」として、対策を立てるように「別紙」を添えて通報したのである。「司法卿」は、大木喬任。

六月二十日、福岡は、風邪のため会いに行くことができず、井上に返書を送った。

私一昨

日汽車中より風邪相感シ爾後引籠相臥罷在候、不得已本日も出頭不仕候、扱は板後等洋行之手段は機微之間ニ運転候事にて、甚タ屏息之至ニ御座候処、別希之如キ疑事相生シ困難を来シ候、是亦或ハ免れざる景況ニも可有之歟とも存候へども、何卒密運致シ不申而は破れたらバ其害亦多かるべし、内務省中如何あるべく哉、既ニ土方大輔よりも僕江内談致度筋有之とて逢度段更ニ申来り居候、是亦或ハ此辺かと推察致候、別希ハ本ト岡本健三郎江差廻し来候書状にて、私江健三郎より廻し候間、其御積りにて御覧可被遣、将又健三郎之添書をも併て御覧ニ入候、是ハ他之事も交り居候而、或ハ相分り兼候次第も有之候間、其御積りにて御覧可被遣候、何分彼是之所御高案御置キ被遣度奉存候也

六月廿日

孝弟拜

井上高台下

別邸ハ追而御序ニ御返し奉願候

板垣後藤洋行の手段は機微の間に運ばねばならず、別紙のような疑事には困惑している、密事が露顕すれば害は大である。内務大輔土方久元より内談の申出あり、岡本健三郎宛書状と岡本添書とともに供覧するといふ。土方の下にいた西村も知りうる立場にいたであろう。看過できない事態の発生である。土方からの内談とは、西村への漏泄の件か。

このように、六月中旬までには情報が漏れはじめており、板垣の耳にも入った。慌てた板垣は後藤を詰問したのであろう。七月九日、板垣の訪問を受けた後藤が、板垣が心配していることを井上らに報告し、同時に小島に口封じを行なったものと考えられる。

これらによれば、情報の漏洩経路と後藤への情報伝達と対応の経路は、(一) ある警部→西村→今村→小島→後藤、(二) 小島→兆民→板垣→後藤、(三) 後藤→井上・福岡・岡本ということになろう。

『自由党史』が「七月に至り」(㊥207)と、後藤が外遊を口にした時期を七月としているのも、中江兆民らに情報が漏れはじめた時期と一致している。

Ⅲ 「馬場辰猪日記」より

1 馬場の党活動への復帰と馬場派の事実究明闘争

兆民が自由新聞社の仲間との酒席で板垣後藤洋行のことを漏らした日時は分からないが、その席に馬場もいたとすれば、問題にしなかったとは考えられない。

馬場は、一八八一年（明治十四）十月十八日、自由党結成大会を主導した後、十二月に発病し、神奈川県立十全病院で膿瘍と診断されて三回にわたって手術を受けたが快復せず、四月二十五日に東京大学附属病院に転院、その後快癒して五月三十日に退院した。その日の「日記」には、「万事新シク見ユルナリ」と書かれている。退院と同時に精力的に党活動に従事しはじめた。三日後、岐阜で遭難した板垣を迎え、自由党機関紙発行の準備に邁進していき、六月四日には「今日中江新聞ニ助力スルヲ約ス」とあるように、中江兆民を新聞に参画させることに成功し、自らも社説掛となって、六月二十五日、自由党機関紙『自由新聞』を創刊した。

「日記」六月三十日に「新聞の用事ニテ繁忙」と、新聞発行に忙殺されている様子が知られる。「日記」から見て、党務に復帰した馬場は、六月中は、党本部に詰めて、常議員会、地方代議士会に対応しつつ、『自由新聞』発行準備のため地方代議士会の議長を辞退していることは分かるが、自由新聞衆と兆民の酒席に加わった記述は見出されない。馬場は、後藤が小島に口封じの書簡を書いた七月九日、神奈川県川崎で開催された学術演説会に出席し、その後、七月二十四日から八月二十二日にかけて、一時帰京したものの、群馬、埼玉、神奈川、

枋本を巡っており、ようやく二十三日の夜に帰ってきた。とにかく多忙の馬場の耳には噂すら入らなかったであろう。後藤の小島に対する口止めは、功を奏したといえよう。

馬場は、東京へ戻った二日後の八月二十五日、「今日五藤象二郎宅ニ至ル」[板垣洋行ノコトヲ聞キ 大石君ト余ハ大ニ異論ヲ唱ヘタリ]と、はじめて後藤から、板垣の洋行のことを知らされ、異論を唱えた。自由党内紛の勃発である。『自由党史』にいう七月頃から「内紛」は、すでに寺崎修が指摘しているように明らかに間違っている。⁽²⁹⁾

周知のように、馬場と板垣後藤の対立は、自由党の現状についての意見対立にあった。簡単にいえば、板垣後藤が党の結成と臨時党大会で組織は安定し、『自由新聞』の発行も軌道に乗ったとして、今が「閑」の時だと見なしたのに対して、馬場は、党運営は緒に就いたに過ぎず、未だ組織化の状況であり、党総理の外遊は組織の弱体化を招くものと認識し、党の目的を政府との対決に置いていたのである。

馬場は、政府筋にお膳立てされた洋行費問題は特に黙止することはできず、板垣の行動を思慮が浅いと激しく批判し、さらに短期の外遊の成果にはまったく期待していなかった。

一方、『自由党史』は、党組織の脆弱性は意に介さず、疑惑を否定する論調を下に、土倉庄三郎の三千円出資で決着したと断定したのである。

では、その真相は、いかなるものであったか。新発見の「馬場辰猪日記」を軸として、関係史料を媒介にしながら、馬場に寄り添って、その行動を考察していこう。

「板垣洋行」をはじめ知った馬場は、大石正巳とともに、事実究明に動き出した。

翌八月二十六日「今日蜂須賀ニ至テ金ヲ五藤ニ貸スカヲ聞ク 家令ハ知ラス 蜂須賀ノ返答分明ナラス」。おそ

らく、前日の話で、後藤は、洋行資金は蜂須賀茂韶から借りたといったのであろう。早速、蜂須賀家に事情を糾しに行くが不在で、事実関係を確かめることはできなかった。八月二十九日には、「板垣ニ逢テ洋行ノ不可ナルヲ忠告ス 島本仲道中江篤介ハ臨席ナリ」と、直接、板垣に会って洋行を思い止まるよう忠告した。

九月の「日記」は、その冒頭に「六月ヨリ九月迄ノ變動ハ余程非常ナリ 今日至テ即チ四ヶ月ニシテ新聞ノ事業ハ水泡ニ歸スルニ至ランカ」⁽³⁰⁾と書かれており、馬場が、自由党常議員として、また『自由新聞』の中心として、この四ヶ月間活動してきたことが「水泡ニ歸スル」という危機感を抱いて、板垣との決戦に臨もうとしている姿が読み取られる。

九月八日、馬場は動いた。「常議員会ニ於テ島本仲道ノ無礼ヲ責メ議場ヲ退力シム 常議員多数ヲ以テ洋行ノ不可ナルヲ決ス」と。馬場と自由新聞幹事の島本仲道との対立が表面化した日であった。以後、島本は、終始板垣擁護の行動をとり、馬場排斥の中心的役割を果たしていく。

参事院議長山県有朋に届いた密偵による「情況探偵書」⁽³¹⁾には、「一昨七日自由黨員後藤の宅へ押掛け参り、段々論議の末板垣洋行の事を否決したり」⁽⁴¹¹⁶⁾とあって一日異なる。しかし、夜通し議論が行なわれた可能性もあり、「日記」に従ってよいであろう。

政府筋が、自由党の内紛の情報入手したのは、九月二日のことである。警視総監樺山資紀は、同日の「日記」に「板後洋行事件同黨員両名拒断ス云々探聞アリ、此事件興廢ニ係リ党中紛議生スルナラン」と記し、休日明けの四日に「九時出勤内閣へ出頭、板後洋行云々岩倉殿へ内申」⁽³²⁾しており、早い時期から注視されていた⁽³³⁾。馬場の「日記」の記述に、これらの「密偵報告」を対比させながら、馬場の行動を追っていきこう。

九月十六日、「東京地方部ノ会場ニテ板垣ノ洋行ハ政府ノ策略ニ出ル者ナルヲ論シ 而シテ委員ヲ遷シ板垣ソヨリ

「総理」ノ辞表ヲ出サシムルニ決ス。

旧東京地方部員の会議の決定は、『自由党史』によれば、九月十七日であった(㊦213-214)。ここで重要なのは、洋行中止を決定したのに次いで、総理辞任の決議をなした理由に、「板垣ノ洋行ハ政府ノ策略ニ出ル者ナルヲ論シ」と、馬場らは、明確に板垣洋行が「政府ノ策略」であるという認識に立っていたことである。馬場にとって、板垣との対決は、政府との闘い的一端に他ならず、簡単に終結できる問題ではなかったのである。

この九月十六日に、三井家から蜂須賀茂韶へ二万ドルが渡されていた。

九月十九日、「今日常議員会ニ於テ板垣方大石末広ヲ責メント欲シテ返テ大ナル過チヲ起シ申立一々相立タス發議ハ皆ナ消滅ト成ル」。これについて、『自由党史』は「常議員及び幹事に在ては、馬場、大石等先きに異議を納れしに止り、其他敢て外遊の不可を唱ふる者なし」(㊦215)とするが、「外遊の不可」に端を発した争論に他ならなかった。

十八日・十九日の常議会での論戦の模様を、山県から伊藤に送られた「密偵報告書」の一つである「板垣馬場大石ノ争論」は、次のように伝える。まず十八日に、板垣が党本部に出頭して、馬場らと激突した。論争の中心は、(馬場、大石)「君(板垣)ノ洋行資金ハ大和ノ土倉庄三郎ヨリ借入タル旨ヲ以テ衆ニ申訳致シ居ラル、モ其實決シテ然ラズ全ク政府ヨリ間接ニ出テ居ルハ確然ナリ」対(板垣)「予ハ左様ナル不都合ノ金ヲ以テ行クニアラズ全ク土倉ノ手許ヨリ借入レタルニ相違ナシ」と洋行資金の出所であった。そして、「日記」にある十九日、板垣、後藤、林包明、大井憲太郎、北田正重、宮部襄らも出席し、再び激突する。馬場、大石は「井上や福岡等ノ奸策ニ乗リ僅カノ金ヲ貰ツテ洋行スル抔トハ実ニ自由党総理ノ位置ニ居テ恥シクハナキヤ、真ノ志士ハ之ヲ聞カバ切齒扼腕君ヲ生カシテ置ク者無カルベシ、之ヲ是レ悟ラズ愚カニモ金ニ迷フテ洋行スル

トハ呆レ果テタリ」と罵倒し、さらに「馬場大石激立シテ腕ヲ扼リ板垣ヲ打タント」するまでにいたり、決裂した。板垣、後藤らは、中江兆民に仲介を依頼したが、議論は纏まらなかった(④122-124)。

2 馬場派の敗退

九月二十二日、「今日板垣ハ余ガ社長代理ヲ解カントスル企テ有ルヲ聞キ明日新聞発起委員ヲ集会スルヲ委員ニ通知ス 明日ハ多分社長ヲ廃スルニ至ル可シ 其結果ハ如何ナルコトニ至ルカ期ス可ラス」。「社長」(板垣)対「社長代理」(馬場)との「解任」対決となった。「社長代理」は、自由新聞社発足当時はなかったポストである。馬場らの退社後の新体制では、「社主」「社長」はなく、「社長代理幹事」が社の代表となる。

もう一つの「密偵報告書」である「〔板垣ノ自由新聞社改革ヲメグル政界密報〕」は、次のようにいう。「板垣ガ自由新聞社ヲ改革セントスル一事ニ付テハ該社主大石正巳異論ヲ立テ且板垣ニ向テ君ガ社長ナリトテ擅マ、ニ馬場ヲ退ケルトカ田口〔卯吉〕ニ全権ヲ委任スルトカ或ハ古沢〔滋〕ヲ呼寄セ諸事ヲ任スルトカ云フハ以テノ外ノ事ナリ、該社主ハ誰レトカ思フ即チ予ニアラスヤ社長タル君ハ即チ雇人ナリ故ニ故ニ君ヲ進退スルハ予ノ全権即チ勝手ニ任スノミト云フニ至レリ、依テ九月廿一日後藤ノ宅ニ板垣後藤坂本〔南海男〕栗原〔亮一〕中江等集会種々評議ノ末各地方ヨリ委員ヲ招集シ臨時会ヲ開キ衆議ノ決スル所ヲ以テ改革スベシトテ各地方ヘ電報ヲ發シタリト云フ」(④125)。こうしてみると、馬場の期待する「社長ヲ廃スル」ことと、逆方向へ進みはじめた。

九月二十三日、「今日ノ会ヲ社長代理ヲ以テ開会スルハ相成ラズト板垣ヨリノ通知ヲ得ル 更ニ発起委員ノ正格ヲ以テ会ヲ開クコトニ決シテ通知ヲ為ス 板垣ハ之拒ンテ出席ヲ為サズ、五藤力来レバ会ニ望ムト言フナリ、五藤

来ル 延会ヲ求ム 承諾ス」。

「密偵報告書」によれば、自由新聞社で板垣、馬場、大石等は夜に入るまで争論を続け、中江、小島稔、栗原らが、馬場、大石の説得に当たった。大石は説論に随ったが、馬場は承服しなかった。その結果、「馬場ノ幹事ヲ解テ該新聞社ヲ退カシ又大石ノ社主ヲ他人ニ譲」ることになり、地方黨員の出京を待つて決行することになった(④126)。

九月二十四日、「今日大石ハ高縄^{タカヅナ}ニ至ル 板垣ト五藤ニ逢テ此迄ノ経歴ヲ述ブ 平和ヲ好ムト五板ハ言ウヲ以テ考ヘル時ヲ与ヘテ帰ル」。

「密偵報告書」は、「大石正巳ハ態々板垣ノ許ニ到リ改メテ是迄ノ暴言ヲ謝シ且馬場モ罷出謝罪スル筈ナレド私ヘ可然頼ムト申出テ今日ハ御無沙汰スル旨ヲ慇懃ニ陳ベタルニ付板垣ハ予ニ於テハ斯ク改メテ謝セラル、上ハ宥恕セザルニアラズ併シ是迄足下等ガ島本後藤ニ対シテ罵詈雑言無礼シタルコトモ夫々謝罪ノ道ヲ不相立テハ済マジ此事モ屹度心配アレト云テ返ヘシタル由」と記す。その後、島本が「彼等両名ハ心中ニ権謀ヲ懷ヒテ居ルニ相違ナシ」といい、委員会を開いて退党させるか宥恕するかを決すべきであると説いた。二十六日委員会を開き、板垣は、馬場らの洋行の妨害、自由党の破壊、新聞社の奪取を糾弾し、議論を重ねたが、退党と役員解任に意見が分かれ、二十八日に延会して、馬場、大石、末広の処分を議した。結論は、三名を脱党させるというものであった(④126-128)。

この間の委員会には、馬場らは出席していない。二十六日は、「鳥森町昇「松」栄亭ニ朝野新聞社ノ会アリ 田口末広モ同席ナリ」、二十七日も、「佐伯林末広小生ハ因州之人ノ招待ニ依テ亀清ニ会ス」と、別の会に出席していた。

九月二十八日、「今日板垣ヨリ署名ヲ除ク通知有リ」と、自由新聞社を追放された。⁽³⁴⁾

大石は、自由新聞社の客員として遇されたことが、次の日の「日記」に見える。

九月二十九日、「大石ハ高縄ニ至テ新聞ノ客員ニナルコトヲ定ム 地方ノ黨員エノ返事ハ待テト言ウコトナリ

地方ノ黨員ヲ板垣ヨリ呼集メタルヲ以テ集会シ終ニ分ラサルコトヲ論シテ末ニ至テ末広大石馬場ニ脱党ヲ忠告ニ来ル 委員ハ照山仙波河野^マ藤山^マ今一名ノ人ナリ 委員ノ申込ハ少シモ分ラス 今晚返事ヲ為スヲ約ス」。照山峻三、仙波兵庫、河野広中、藤公治、前田兵治の五名が、前日の相談会の決定として、自主的に脱党することを勧告しに来了。「密偵報告」は、委員は「今回我党総理板垣洋行ニ付足下等ヲ曲者ニ見認メタルニ付全体臨時会議ヲ開キ除名リ、就テハ今回各地方ヨリ出京ノ委員ノ相談会ニ於テ足下等ヲ曲者ニ見認メタルニ付全体臨時会議ヲ開キ除名ノ処分ニセントノ議モアリタレドモ従来ノ情義モアリ一応ノ忠告モセス公会ニ附スルハ苛酷ノ処置ナラズヤトノ義ヨリ我儕五名忠告委員ニ撰マレ参リタリ、乞フ悟ル所アリテ自カラ退カレンコトヲ云ヒシニ、馬場ハ予ハ左程ノ不都合アルヲ知ラス何等ノ事ヲ以テ曲者タルコトヲ証明セラル、や、予カ是迄言ヒシ所ハ畢竟全党ヲ思ヒ又板垣ニ深切ヲ尽シタルナリト種々弁論シ且ツ只今即答ハ出来難シ明三十日朝此方ヨリ使ヲ以テ申入ルベシト返答シタリ」(④129)と伝えた。

九月三十日、「大石等ノ説ニ依テ常議員ヲ辞ス 栃木之人早川兵太来ル 板垣洋行の始末ヲ告ク」。この日、自由党本部では出京委員相談会が開かれ、馬場らが脱党に応じない場合は除名処分にするとしたが、板垣の提案で常議員を罷免するに止めることになった。馬場と末広は、十月二日に辞表を出したとある(④130-131)。

十月二日、「豊川君来テ自由新聞ヲ退社スルコトヲ定ム 但シ書状明治義塾ヨリ送ルヲ決ス」。「豊川」は、明治義塾長豊川良平。この日、「密偵報告」には、自由党常議員の辞表を提出、三人の後任には、島本仲道、林包

明、河野広中が就いたとある(④131)。

十月九日、「谷重喜参ル之ハ新聞之話之為ナリ」。会計掛谷重喜が新聞のことで話しくる。谷は、土佐の自由党员で、馬場の後を受けて、社長代理幹事に就いた。

十月十日「今日朝野新聞ヨリ三十内ヲ与ルトノ通知ヲ聞ク 但シ通知ヲ伝ル人ハ豊川ナリ 藤田君来ル 之ハ井生村「楼」之演説ヲ筆記セシメナリ」。この日より、馬場は、入院中に末広が要請した朝野新聞社「客員」を實質的に引き受けた。「藤田」は、『朝野新聞』編集長。これにより、国友会、『朝野新聞』、明治義塾などを基盤として、演説、著述、教育活動に入っていた。『自由新聞』の発行者名には、十月十日まで社員と見える。十月十一日、“After frequent demands my name was omitted from Jiyu Shinbun.”と、英文で記している。大石が、発行人欄から名前が消えるのは、十月十三日である。

中江兆民は、馬場に宛てて、次のように書き送った。

君の精神の動かすべからざるは僕はを知れり。勢の此処に到るまた已むを得ざるべしと雖、君の社を去るは新聞の骨を抜くに異ならず。僕何をか云はん、あ、僕また何をか云はん。これ新聞社の不祥事のみならず、自由党の不祥事なり。⁽³⁵⁾

兆民も自由新聞社を離れた。草創期の自由党を支えた論客のうち、馬場辰猪、末広重恭、大石正巳、田口卯吉、中江兆民らが、「板垣洋行問題」によって退社したのである。

十月二十三日、中村楼で板垣らへの「祖道の宴」が催された。大石、末広は出席した。しかし、馬場の姿は

なかった。中江兆民も。

十一月九日、「今日高縄二至ル 五藤板垣兩人他出 今日豊川君来ル 古沢ノ官権宗二成リタリト言ウ話ヲ聞「ク」、十一月十日、「今日五藤板垣兩人二面会」。馬場は、板垣、後藤に会うため、高輪の後藤邸に赴いている。どのようなことが話されたのか、興味を引くところである。『自由党史』は、出発直前に板垣を訪ね、この間のことを謝罪し、「何ぞ其罪を謝するを要せん」、「馬場も亦た尋いで板垣を訪ひ、同じく其罪を謝し、交態略ぼ旧に復す」(㊥225-226)と伝える。しかし、事實はどうか。「古沢ノ官権宗」の表現にも明らかのように、馬場は、自由新聞社の主幹となった古沢滋の行動を危険視しており、洋行費疑惑を否定できない板垣の行動への批判を内包した中で、帰国後を期待しての「謝罪」ではなかったかと考えられる。事実、馬場は、自由党を脱党せず板垣の帰国を待ち、帰国を出迎え、古沢の井上馨や品川弥太郎との疑惑の処分を訴えることになる。

十一月十一日、「板垣五藤兩人出発 加藤之説ヲ駁スル演説ヲ為ス」。多大な人的損失の上に、板垣と後藤は、栗原亮一、今村和郎を随員として、横浜を出発した。

政府に翻弄された二人の行動を阻止しきれなかった馬場は、さらに政府の走狗となった東京大学総理加藤弘之の『人権新説』への批判をはじめた。新たな抵抗の展開であった。

このように、「馬場辰猪日記」を素材として見た限り、馬場らの板垣洋行問題追及にはじまる自由党内紛は、党首離脱の当否と政府筋にお膳立てされた(板垣洋行への誘惑、費用の準備)筋書きに乗った結果であったことは否定のしようがない。さらに、この後の自由党は、馬場らの政府との対峙の構想からほど遠い方向に舵を切ってしまい、立憲改進黨(大隈重信・三菱会社を含む)との対決へと向かい、次いで生起する激化事件への対処もできないまま、解党への道を進むことになる。

馬場派の敗北は、自由党の、さらには自由民権運動の敗北でもあった。

IV 板垣の資金

1 板垣の「礼状」と「領収書」

最後に、板垣洋行費として「悪い噂」を封じ込める役割を担った土倉資金はどのようなものであったかを検討しておこう。土倉資金を示す史料は、次の通りである。

1 『自由党史』

板垣は群疑を招くを^{いざな}屑しとせず、別に出金の計を画せんと告げ、急に森脇直樹を遣はして、星夜大和に馳て土豪土倉庄三郎に計らしむ。土倉は……森脇の談を聞いて、之を快諾し、立ろに三千金を出し、之を与ふ。森脇帰て之を板垣に報ず。板垣直ちに馬場等を喚び、明かに其顛末を告げ、曉示して他念なからしむ

(⊕ 208)

2 「板垣退助書簡土倉庄三郎宛」明治十五年九月十四日付

陳者先般森脇直樹氏を以て御難題之儀申出候処、早速御承諾被下、初而積年之志を果すを得、感謝之情何共難申述候。御出金の期は明年一月と御約定被下候由に御座候得ば、其迄之処は当方にて融通仕置、不日解纜之事に決行仕候間、何卒其期に至り宜敷御尽力奉願候。何れ帰国之上は拝晤を得、厚く御礼可申述候

得共、不取敢御謝礼之為に呈書仕候也⁽³⁶⁾

3 「板垣退助代理森脇直樹より土倉庄三郎宛領収証」

一金 五千円也

右者板垣退助洋行旅費トシテ御出金被下正ニ領収候也

明治十六年一月廿一日⁽³⁷⁾

第一、『自由党史』。土倉はすぐさま三千円を出して森脇に与えた。「森脇帰て之を板垣に報ず」。ただちに板垣は馬場らを召喚して「曉示し」た。注意すべきは「板垣に報ず」であって、「渡す」ではない。金銭が手渡された表現にはなっていない。

第二、「礼状」。説得できたと思った板垣は、早速、土倉に「礼状」を認めた。それは、難題を早速承諾してもらえたこと、積年の志を果たすことができること、出金の期日は明年一月であること、それまでは当方で融通しておくこと、帰国後御礼に伺うことである。『自由党史』と「礼状」との相違点は、「三千円」を受け取ったことが書かれていないことである。「礼状」の文面だけを読めば、土倉は板垣の要請を承諾し、貸与の期日を明年一月にするとしか読めない。つまり、板垣はまだ三千円を手にしていないことになる。

第三、「領収証」。領収証は、金額が五千円であること、名目は板垣洋行費であること、領収日は明治十六年一月二十一日で、受取人は森脇である。

「礼状」と「領収証」を繋げて考えれば、最初の約束通り、洋行旅費を一月に森脇が受け取ったと理解されよう。土倉は九月の約束に従って、一月に板垣洋行資金を提供していた。これで、板垣は、確かに疑惑のない

土倉の提供した費用で洋行することができたのである。土倉祥子、平井良朋が明らかにした、第二のルートによってである。板垣は、この土倉との約定によって、当面は融通金で旅立ち、のちに送金される疑惑のない土倉資金で堂々と欧州旅行を完遂することになったのである。だが、果たして、そうであったか。

『自由党史』のいう「三千円」は、この二つの文書とどう関連するのであろうか。「早速御承諾被下」が、「三千円」を意味するのか。では「御出金の期は明年一月と御約定」の意味は何か、その「五千円」との関係はどうなるのか。「土倉家文書」を紹介した平井良朋は、「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」で、『自由党史』の記事によると板垣の使者としての森脇に対し、土倉は「立ろに三千金を出し之に与ふ」とあるし、また大石正巳……さえもが一応認めている金である三千円は、当初板垣の入手した金額である事は間違いない。しかしこの金額は確かに洋行の費用としては僅少に過ぎるから、当然その後にも土倉から多額の費用が追加支給せられた筈である。前述の森脇が十六年一月二十一日、土倉に当てて提出した一金五千円也の受取状は、板垣が書翰の中に「御出金（*大回分の）の期は明年一月と御約定被下候由に御座候得ば……」と認めているもので、恐らく二回目の支給であろう（38）という。「三千円」については『自由党史』に依拠して第一回目と見て、一月の「五千円」については「次回分の」と傍注して、「第二回目目の支給」と推量している。

それに対して、杉山伸也は、九月の三千円の領収書はないので、一月の「五千円」の領収書は前渡金を含めた受取総額であろうとする。（39）「三千円」を前渡金と見れば、『自由党史』の記述も納得できる。これはあるいは妥当な見解であろうか。

しかし、前に見たように、九月十八―十九日の「密偵報告書」も、金銭受領のことはまったく触れられていない。馬場の追及に対して、板垣は「予ハ左様ナル不都合ノ金ヲ以テ行クニアラズ金ク土倉ノ手許ヨリ借入レ

タルニ相違ナシ」とあるのみで、三千円を受領は語られていない。『自由党史』の「報ず」は、きわめて微妙な表現である。「礼状」にも三千円を受け取ったとは記されていない。土倉は出金を約束し、一月に渡すと読んだほうが辻褄が合うし、何の疑点も残らないのである。三千円授受説は『自由党史』の記述に引きずられた無理な解釈ではなからうか。それだから「礼状」の「其迄之処は当方にて融通仕置」という言葉が意味を持つのである。これも素直に読めば、約束の一月までの間はこちらで遣繰りしておくということである。そうなれば資金源が必要となる。半月後の出発を予定している板垣に、「五千円」を融通できる資金源があったのか。土倉に依頼して得た資金でどうか批判をかわそうとした板垣に、それ以上の金策の道があるはずはない。しかし、手ぶらで出発できるわけではないので、金策は当然なされたであらう。

しかし、この問題に手懸かりを与えるのが、次の伊藤博文書簡である。

4 「伊藤博文書簡井上馨宛」明治十六年三月一日付

爾來御壯剛奉敬賀候、今村和郎留學之儀過般御通信之通此節申立置候間至急御裁可電報ヲ以テ速ニ御報知奉願上候、後藤板垣等も戸倉^(トコ)ノ金五千円ヲ岡本其外ニ被押為換無之為メニ大困窮、夫故今村ニ相渡可申金のニ可有之と被察候、即今小生ブルクセル滞在中ニ付同人ヲ巴黎ヨリ呼寄面会仕候処丸テ話ニナラヌ自由家ニ而仏蘭西ノ如キハ未タ不自由国ニも不足哉と謂カ如キ有様ニ而誰モ相手ニナル者ハ無之候、後藤ハ維也納ヘ罷越スタインニ面会談話ヲ聞ク筈ニ御坐候、是も四五日中ハ巴黎ヘ歸リ可申候、○小生ハ兩三日中ヨリ龍動ニ渡リ四月下旬又ハ五月ノ初二出立帰途ニ上ん積ニ御坐候、余ハ讓後鴻、時下御自愛是折、

匆々敬具

三月一日

世外老台梧下⁽⁴⁰⁾

博文

留学を条件に板垣後藤のお目付役として随行させられた今村の留学裁可を求めた文に続けて、「後藤板垣等も戸倉⁽⁴²⁾ノ金五千円ヲ岡本其外ニ被押為換無之為メニ大困窮、夫故今村ニ相渡可申金も余分無之趣」とある。土倉が一月に出資した「五千円」が自由党の岡本健三郎らに押さえられて、板垣、後藤は「大困窮」状態になり、今村に渡す金の余裕もない様子であるから、早く今村の待遇を留学に切り替えて遣りたいというのである。ここで重要なことは、一月に森脇が領収した土倉資金は、「領収証」の通り「五千円」であり、岡本らが押さえたことである。ではなぜ、岡本らにそのようなことができたのであろうか。それは、板垣への「融通」金として差し押さえたと見ることができよう。出発を前にして板垣に渡った「融通」金は、党資金、あるいは自由党関係者の提供資金とも考えられないこともないが、自由党にそんな余裕はなかった。⁽⁴¹⁾ そうであれば、岡本が介在していることから見て、井上、福岡、後藤の延長線上の「融通」がなされたと見ることが自然であろう。

2 資金の行方と洋行の成果

出発の直後の十一月に出された「井上馨書簡伊藤博文宛」に、「兩人の洋行費金之儀は最初より老台の御心配も有之、福岡等と相談致し劣弟周旋したるに相違無之候。併し此事は板垣へは決して御話し無之様致度、尤

後藤は承知致居候事なれば差支無之候得共、板垣は全く之を知らざる筈に有之、党員に対しても右金の出所に關しては種々言訳致し出発せし事に有之、自然御話相成候ときは同人は如何なる感觸を起し候哉難測候間此段御含置相成度候⁽⁴²⁾と、漏洩を懸念している言葉に裏付けられていよう。わざわざ「板垣へは決して御話し無之様」と念を押していることから見て、その辺の絡繰りは十分考えられるのである。板垣が土倉資金を理由に馬場派を押さえ込んだことは、すでに井上、山県らから伊藤に報告されていたことであり、板垣洋行が土倉資金で行なわれたのならば、この段階で、あえてこのようなことを記す必要はなかったからである。

当の板垣とても、資金の出所について、帰国まで、本当に無頓着であったか疑わしい。すでに、洋行話が漏れたことを知った板垣は、後藤書簡のいうように「僕板垣与誓て不漏他人約有る」と、二人の間では金策を含めた合意がなされていたのである。後年の話ではあるが、大江卓の回想に、費用について板垣は後藤に談じた⁽⁴³⁾とある。板垣が土倉に資金提供を依頼したのは、九月に入ってからであり、出所正しい資金での洋行を証明することによって、馬場らの追及をかわすためであった。こうしてみると、『世外井上公伝』がいう板垣が「全然知らなかつたとも思はれないが、又凡ては後藤が策謀を以て板垣及び党員をよきやうに取締うてゐたものとも見られる⁽⁴⁴⁾」という見方が当を得ていたといえよう。

土倉からの資金「五千円」を押さえられてしまった板垣は、小さな家に籠もりきりで、困窮生活を送っていたのである。三月七日の「西園寺公望書簡伊藤博文宛」は、板垣の困窮の様子を報じている。「今朝板垣翁來寓にて後藤帰府に付金の事相談候得共、何か気のをける様子故小生に尽力相叶候は、暫時周旋頼度云々に御座候（此義は過日話の序に困却甚敷ならは何か考の付かぬ事も無之やなど申候に付小生にて一策出来と見込たる事也。拝鳳の時委敷可申）。／＼しかし返却の辺も如何かとも存候間小生は断置申候。右に付来十八日（九日朝）

マルセーユ出立の船にて帰邦と決心の趣に御座候。此段如何可仕や、今二三千フランも違候は、一二ヶ月此地に滞在可致候事は容易に御座候。或は此儘にて帰邦為致候方宜布や、謹乞教。○後藤、同息、今村等帰府昨夜面会仕候。今村の話しぶりにて察すれば板垣に金を分ち暫時此地に在らしむる考は後藤に在事とも被存候。然時は今朝板垣よりの話も水泡歟不可知也⁽⁴⁵⁾。板垣が後藤の帰国費用の相談に来寓、滞在費に窮乏していたことが述べられている。伊藤らの意図としては、板垣には一年ぐらいの滞在を見込んでいたが、資金難のため、何とかあと一、二ヶ月引き留めておこうと考えていたようである。

これも「大困窮」を裏付ける文面である。こうした状況から見ると、土倉家に伝承されてきた二万円の提供の事実関係も信憑性に欠けるといわざるを得ないであろう。

さて、もう一つ、板垣らの抱負はどうであろう。

伊藤は、前掲三月一日付の後段で、欧州世界を理解していない後藤と板垣の印象を述べ、四月二十七日付井上馨宛書簡でも「板垣後藤も其渡英面会も仕候処、板垣ハ到底欧洲之事情ヲ納得スルコト難カルベシト被察申候、後藤も格別得ル処有之とは不被思候得共到底学問ナクテハ欧洲政治ハ不出来との感覺有之様被察申候⁽⁴⁶⁾」と、二人の不勉強さが語られている。

西園寺は、五月十日、岩倉に「小生巴里にて伊藤内命も有之、板垣面会候処、同人は只々矮屋に籠居し、仏国形勢人情の兼て考たるに異なるを歎ずる位也。如此にては洋行も無益と存候て、小生紹介いたし候て有名の人などに為引合、議院見物など為致候。しかし何分頑固にて欧洲英雄運用の妙などは決てわかり不申、只々理学に一偏する者の如し。蓋し当人心事は帰朝後は自由党総理を辞し、退隱の外策なしと考居候事と被察候⁽⁴⁷⁾」と、板垣の洋行が無益であること、帰国後は自由党総理を辞職する心積もりであることを伝えた。

森有礼も、「板垣今夕より和蘭博覧会见物之為出足と申事也。同人宿願之本尊スペンサー面謁も三日前河上通弁にて相済み、余程之満悦と申事。但其面談之体は師弟换位にて弟子之説法居多、且例之無根拠之空論不少より本尊之堪忍袋も破れ、談半にて no. no. no. 之声と共に立ち上り、それにて相別れたる由⁽⁴⁸⁾」と、伊藤博文に書き送っている。スペンサーの「信奉者」がスペンサーに見放された瞬間であつた。

出発に当たつて、意気揚々と滞欧中の「欧洲漫遊の趣意書」を『自由新聞』に掲げ、「板垣は洋行の目的は一は実地を見聞し知識を求むるに在れとも、一には又現今伊藤が憲法取調の爲め独逸に在れば其地に就て能く其穴を探り置、他日伊藤の論を撃破するの用意をなすに在る旨自由黨員に対し言明せり⁽⁴⁹⁾」と伊藤にも伝えられていたものの、その成果はなく、それどころか、党運営にも陰りを見せはじめており、総理辭職を口にするまでになつていた。シュタインに会つた後藤にしても、伊藤と正面から憲法論争ができるほどの研鑽は行なわれなかつたであろう。その結果が、帰国直後の板垣の解党発言である。帰国を待つて最後の説得に期待を懸けていた馬場の胸中は如何許かりであつたか。

板垣は、資金出処の追及に対して、問題の所在を顧みることなく、十分な費用を準備できずに渡欧したため、滞在の成果を挙げる事ができなかった。帰国後の板垣は、ヨーロッパでの知名人との会談による成果を語つてはいるが、馬場が「自伝」で述べたような「一年という限られた期間にヨーロッパ諸国の諸制度を学び且つその政治家や学者との交流を温めたいのだと聞いた時の馬鹿々々し」⁽³⁸⁶⁻³⁸⁷⁾い事態を招いてしまつたのである。

おわりに

以上見てきたように、板垣後藤の洋行は、馬場辰猪と自由党の問題に止まるものではなく、自由民権運動の躓きの原因でもあった。

端的にいえば、伊藤博文・井上馨ら明治十四年政変で勝利した政府の当路にある人物が一丸となった策略の勝利であった。西村捨三が語ったという「長崎人之策^(マツ)ニて板垣と後藤と洋行為致候旨、其策ハ彼等民間ニ在り自由説相唱候故、其鋒を挫折スル為ニて已ニ兩人共其策ニ乗居候とて一嘆致候」という通りに運んだのである。

これに対して、自由党は、結成大会以降、党運営の中核を担ってきた馬場らを党機関紙『自由新聞』から放逐し、代わって板垣のおぼえめたい古沢滋が主幹に就任すると、『自由新聞』は、「本論」に見られるような「輿論」の形成の前提となる「民心之改革」⁽⁵⁰⁾を目指した論考の掲載から方向転換し、一挙に「反対」党を弾劾する内容に変質していった。『東京横浜毎日新聞』『郵便報知新聞』などの立憲改進黨系の新聞が板垣洋行資金の疑惑を掲載しはじめると、改進黨総理大隈重信の資金源と見なした三菱会社批判の記事を連載し、全国的に「偽党撲滅」攻撃を展開するようになる。⁽⁵¹⁾後年、『自由党史』は、「世或は自由党が改進黨を攻撃するに全力を尽し、藩閥政府に当るよりも激烈を極めたるを見て、是れ鷸蚌相争^(いづまはま)ふて漁父に利を得せしむるものなりと非議」されたのに対して、「史実に通徹せざるの言」として「嗚呼偽党撲滅の挙、実に已むを得ざるの結果に出づと云ふべし」⁽⁵²⁾と総括している。しかし、馬場が党活動に復帰したとき、板垣は岐阜遭難の直後で

あり、党本部は、東京地方部のメンバーが新聞発行、全国遊説、党資金の捻出等に腐心せざるを得ず、とても「既に自由新聞を興し、党制も亦た略ぼ其緒に就き、機関各々整頓する所あり」(㊦207)という状況ではなかった。洋行資金疑惑についての徹底的究明がなされなかったこと、それにより主要な人物を切捨てざるを得なかったこと、つまり勢力の衰頹を招いたこと、これらは、結党一年に満たない組織での党首の役割と、不在による統率力の減退についての認識不足が挙げられよう。板垣、後藤が出発して一月と立たないうちに福島事件が起こり(十二月一日)、翌一八八三年(明治十六)には高田事件が起こった(三月二十日)。そして四月から六月にかけて偽党撲滅が進められていった。

六月二十二日に板垣、後藤が帰国した後、八月に伊藤博文が憲法調査を終えて帰国した。欽定憲法制定の準備が進められていく中で、同じくヨーロッパ事情調査に出掛けた二人とそれを支持した自由党員たちに、それを超える対案作りが可能であったか。⁽⁵²⁾

こうした自由党の変質と、その後の激化事件に対する無力さと、解党にいたらざるを得なかった自由党の墮落は、それ以降、自由党と改進黨の亀裂を固定化するものであり、後藤の大同団結も十分な成果を挙げることではできなかった。政府と対決すべき自由民権の最初の試練こそ、政府の仕掛けた二人の洋行への誘いに対する民権家としての自覚と距離の取り方にあつたのであり、それを単なる自由党の内紛、一部の人物の切捨てに終わらせたことは、帝国議會開設直後の「土佐派の裏切り」の前触れでもあつたといえよう。

切り捨てられた馬場の見通しは、あまりの純粹さ故の敗北であつたのであろうか。

註

馬場辰猪関係史料は、西田長壽・萩原延壽・川崎勝・杉山伸也編『馬場辰猪全集』全四巻、岩波書店、一九八七—八八年（以下、引用箇所は本文中に④207と略記）と、杉山伸也・川崎勝編『馬場辰猪 日記と遺稿』慶應義塾大学出版会、二〇一五年（以下、「日記」の引用はゴチック体にし、日付のみを付す）による。

(1) 馬場孤蝶「日記を通して見たる馬場辰猪」(『雄弁』一九二〇年二月)に、馬場辰猪が「一八八五年十一月に爆発物取締罰則違反容疑で勾引される直前に「蠟燭を点して、その火で手紙その他の書類を焼き棄てたといふ」(③115)に依拠して、この年の「日記」も焼却されたと考えられてきた。

(2) 新発見史料の内容、発見の経緯は、『馬場辰猪 日記と遺稿』の杉山伸也「まえがき」と「馬場辰猪伝」、杉山、川崎による「解題」を参照されたい。

(3) 尾佐竹猛「政党史の一節——板垣洋行問題」明治文化研究会編『季刊明治文化研究 第二輯』一九三三年／のち「板垣退助洋行問題」『明治政治史点描』一九三八年、一五一—一七五頁。この後、『明治文化』に、柳田泉「板垣後藤の洋行費問題」(第七巻第一〇号、一九三四年十月)、深谷博治「板垣洋行に関する一資料」(第一二巻第一〇号、一九三九年十月)、鈴木正文「板垣洋行費に関する一史料」(第一五巻第五号、一九四二年五月)、小柳賢泰「板垣洋行費史料」(第一五巻第二二号、一九四二年十二月)が掲載された。戦後の多くの概説書も、尾佐竹の研究に依拠したものである。

(4) 平塚篤編『続伊藤博文秘録』春秋社、一九三〇年。

(5) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第三巻、内外書籍、一九三四年。

(6) 彭沢周「板垣退助の外遊費の出所について」『日本史研究』第七五号、一九六四年十一月、九六—九七頁。

(7) 板垣退助監修『自由党史』(一九一〇年、五車楼)は、第六編第二章「総理外遊の内証」で、この問題を記す。遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』中「岩波文庫」、岩波書店、一九五八年、二〇七—二二七頁。以下、本文中に④

207と記す。

- (8) 土倉祥子『評伝土倉庄三郎』朝日テレビニュース社出版局、一九六六年、五二―五四頁。
- (9) 平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」『日本歴史』第三三八号、一九六八年三月。史料は、次いで、「土倉家文書について」(二)——自由民権家書翰「天理図書館報『ジブリア』」35、一九六九年六月、にも収録。
- (10) 寺崎修「板垣退助の外遊と自由党」『政治学論集』第二二二号、第二三三号、一九八五年九月、一九八六年九月。／のち『明治政治史の研究』上、慶応通信、一九八七年、一五九―一九四頁。
- (11) 田中由貴乃「板垣洋行問題と新聞論争」『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇、第四〇号、二〇一二年三月。
- (12) 前掲『世外井上公伝』第三卷、二七〇―二七一頁。
- (13) 尾佐竹、前掲書、一六五頁。
- (14) 前掲『続伊藤博文秘録』、四七頁。田中由貴乃は、オーストリー特命全権公使上野景範宛と推定している。田中、前掲論文、二頁。
- (15) 田中、前掲論文、二―三頁。明治十五年六月十二日付の「岩倉具視書簡伊藤博文宛」は、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、塙書房、一九七五年、一〇五頁。
- (16) 前掲『世外井上公伝』第三卷、二七一頁。
- (17) 「馬場辰猪自伝」西田長壽訳、(以下「自伝」と略記)、③21-91、英文135-175。
- (18) 「井上馨書簡伊藤博文宛」明治十五年五月三日付、『伊藤博文関係文書』一、一九七三年、一七〇―一七二頁。④113-116。
- (19) 「井上馨関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵。ただし、この文書を利用する場合、注意が必要である。その理由は、『井上馨関係文書目録』作成時点に、福岡孝弟書簡の一部が、誤って益田孝書簡、岡本健三郎書簡に収録されており、また憲政資料室で公開されている写真版も同様の誤りのままである。また、その一部を翻刻した「憲政史

編纂会収集文書」にも、年代比定に誤りが見られる。こうしたいくつかの誤りは、今回の再調査によって判明したものである。以下も同じ。

- (20) この書簡は、「井上馨関係文書」には益田孝書簡の部に合綴されており、『井上馨関係文書目録』もこれに従って「益田孝書簡」として内容も要約されている。なお、尾佐竹は、「井上馨宛福岡孝弟書簡」として引用している。前掲論文、一六七―一六八頁。

- (21) 「岩倉具視書簡井上馨宛」明治十五年六月三日付、「井上馨関係文書」。

- (22) 「九鬼隆一書簡伊藤博文宛」明治十五年四月十二日付、『伊藤博文関係文書』四、一九七六年、三三二―三三三頁。

- (23) 『中江兆民全集』16、岩波書店、一九八六年、一七頁。

- (24) 『中江兆民全集』16、松永昌三「解題」三三六―三三七頁。

- (25) 松永、三三七頁。

- (26) 田中、前掲論文、四頁。

- (27) 本書簡は、前掲『世外井上公伝』第三卷、図版二六八頁に、部分掲載されている。

- (28) 『井上馨関係文書目録』では、榎坂老先生を伊藤博文としているが、伊藤は外遊中であり、書簡の内容とは齟齬をきたす。福岡は、明治十五年五月から二十年八月まで「溜池榎坂町一番地」に居住している。井上馨が「鳥居坂」をいつから称したかは不明であるが、前掲の後藤書簡の宛名が「鳥居坂先生」であり、機密書簡に用いられたと思われる。井上の鳥居坂居住は、明治二十年十月以降。明治十四年政変時は、「霊南坂町」、明治十五年二月から「霞ヶ関老丁目」、明治十九年一月から「外務省内」。鳥居坂は、かつて毛利家の屋敷地であったことと関係するか。なお、「憲政史編纂会収集文書」にあるこの書簡の解説文では、月日を「五月十九日」としている。さらに、冒頭欄外には「明治十四年五月十九日」(『井上馨関係文書目録』は、「明治十四年六月十九日」と記す。「明治十四年」は、内容から見て、ともに「十五年」の誤りである。また、「五月」も間違いである。なぜ憲政史編纂会がこのようなあり得ない

間違いを犯したのか。しかし、これは単純な間違いではなく、「五月を書き間違い」と見なした処理と思われる。それは、欄外に西村捨三について、警保局長の時期を「明治十四年一月十四日任警保局長、十四年六月六日罷」と注記しており、それに従えば、「罷」になる前であればならず、そのため「五月」と解釈されたのではなからうか。二重の誤りである。西村は、内務権大書記官として、上記の期間のみ警保局長を兼任していた。以上の履歴、住所は歴年の『官員録』（国立国会図書館蔵）によった。

- (29) 寺崎、前掲書、一六二頁。これは、『自由党史』が「七月に至り」として、後藤が板垣に海外漫遊を勧めて板垣が同意した話と、これを聞いた馬場らが非を鳴らしたことが、連続して叙述されているために生じた誤りである。田中も、「7月中旬、一度目の内訌が起る」（前掲論文、四頁）として、馬場らの反対の動きに接続させてしまっている。後述するように、田中も明らかにしようとした、七月初旬に洋行の話が漏れはじめたことが重要なのである。

- (30) この文章がいつ書かれたかは、不明である。

- (31) 「山県有朋書簡伊藤博文宛」明治十五年九月九日付、『伊藤博文関係文書』八、一九八〇年、一〇七頁。④116。「密偵報告」は、④122―137に収録。また、伊藤博文に宛てた政府関係者の主な書簡は、④113―122に収録。

- (32) 「樺山資紀日記」明治十五年九月二日、四日条、国立国会図書館憲政資料室蔵。

- (33) 寺崎修、前掲書、一六一頁。

- (34) 「板垣退助書簡馬場辰猪宛」明治十五年九月二十八日付、④141。

- (35) 『中江兆民全集』16、一八頁。④452。

- (36) 平井、前掲「土倉家文書について」(二)、四五頁。

- (37) 平井、前同。

- (38) 平井、前掲「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」三七―三八頁。

- (39) 杉山伸也「自由党への期待と現実——馬場辰猪「日記」解題」『日記と遺稿』七八頁。

- (40) 「伊藤博文書簡井上馨宛」(明治十六年)三月一日付、「井上馨関係文書」。
- (41) 杉山、前掲論文、七七頁。なお、田中は、遭難時の見舞金も含めた自費、借金、山内家などと推察している。前掲論文、七頁。
- (42) 「井上馨書簡伊藤博文宛」明治十五年十一月日付、『伊藤博文関係文書』一、一七五頁。④120。
- (43) 尾佐竹、前掲書、一六一―一二頁。
- (44) 前掲『世外井上公伝』第三卷、二二七頁。
- (45) 「西園寺公望書簡伊藤博文宛」明治十六年三月七日付、『伊藤博文関係文書』五、一九七七年、四五頁。④121―122。
- (46) 「伊藤博文書簡井上馨宛」(明治十六年)四月二十七日付、「井上馨関係文書」。
- (47) 「西園寺公望書簡岩倉具視宛」明治十六年五月十日付、『伊藤博文伝』中巻、統正社、一九四〇年、三四二頁。
- (48) 「森有礼書簡伊藤博文宛」(明治十六年五月)付、『伊藤博文関係文書』七、一九七九年、三八四頁。
- (49) 「井上馨書簡伊藤博文宛」明治十五年十一月日付、註(42)。
- (50) 「福澤諭吉書簡馬場辰猪宛」明治七年十月十二日付、『福澤諭吉書簡集』第一巻、岩波書店、二〇〇一年、三二二―三二三頁。
- (51) 田中、前掲論文、七―一二頁。
- (52) 寺崎は、帰国直後の板垣は、党活動に積極的であったといい、その理由を欧州体験にあると推測し、解党論は党员の志気の鼓舞にあったという(寺崎修「自由党の解党について」手塚豊『近代日本史の新研究』第I巻、北樹出版、一九八一年。前掲書、二〇一―二〇二頁)。真辺美佐「民権派とヨーロッパの邂逅——自由党総理板垣退助の洋行体験と政党認識——」(小風秀雅・季武嘉也編『グローバル化のなかの近代日本』有志舎、二〇一五年、一二―四二頁)は、板垣の洋行での体験が、板垣の政治論と自由党の指導にどのような変化をもたらしたかを主題としている。帰国後の演説活動に、『自由新聞』の論説などから、森有礼らの証言や馬場の「自伝」の記述とは相反する積極性を見出

し、板垣の政治思想の変容と同時に彼の党指導の苦悩を位置づけようとしている。しかし、帰国直後の板垣の発言は、馬場の「自伝」に見られるように、黨員の間でも十分説得的ではなかった。とくに洋行が伊藤らの憲法調査と憲法構想に対峙し得る思想的消化が見られたかどうかを検討してはじめて明らかになる問題であろう。さらなる研究の進展に期待したい。